

あなた と 都税

9
月号

2017
(平成29年)
第573号

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



今月の特集は

確認してみよう! 固定資産税の減免制度



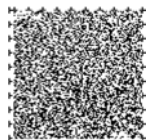
9月は固定資産税・都市計画税の納期です(23区内)

第2期分を10月2日(月)までにお納めください

●ご利用になれる納付方法

- ①金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替(現在ご利用中の方は、10月2日(月)が振替日ですので、ご準備をお願いいたします。)
- ③コンビニエンスストア
- ④金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
- ⑤クレジットカード(インターネットを利用した専用サイト)

消防博物館 江戸時代から現代までの消防の歴史に触れながら、防火・防災を学ぶことができる施設です。最新の消防装備や救急資器材等の多様な展示のほか、ヘリコプター操縦席への搭乗や家での事故を防ぐ安全チェック等を行うことができます。
(写真提供:消防博物館)



都税の納付方法

検索

都税の情報発信中!

Twitter アカウント
@tocho_syuzei

Facebook アカウント
東京都主税局

お問い合わせ先: 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

教えて!

特集

タク
ちゃん

確認してみよう！固定資産税の減免制度

固定資産税・都市計画税には税額を減免する様々な制度があります。

今回は、主な減免制度の概要と種類についてご紹介します。該当するものがないか、確認してみませんか？

Q1

固定資産税の減免ってなに？

タクちゃん



そもそも減免ってどういうものなのかな？
下の3つから選んでね。

- ① いったん課税された税金の全部または一部の免除
- ② 課税の対象にならないこと
- ③ 課税標準額を引き下げること

タクちゃん



①は減免、②は非課税、③は課税標準の特例についての説明だよ。減免は各自治体の条例で定められているから、自治体によって制度が異なるんだ。

ということで、正解は・・・①**いったん課税された税金の全部または一部の免除**だよ。

東京都が課税しているのは23区内の固定資産だから、東京都の減免制度は23区内でのみ適用されるんだよ。23区外の固定資産については、各市町村に確認が必要だね。

Q2

どんな種類の減免があるの？

ノンちゃん



東京都では、どんな場合に減免を受けられるのかしら？

下の3つから選んでね。

- ① 生活保護法により生活扶助等を受けている場合
- ② 災害等により甚大な被害を受けた場合
- ③ 帰宅困難者のための備蓄倉庫として使用している場合

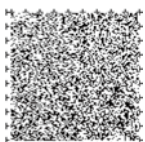
ノンちゃん



正解は・・・①～③の全部！

このほかにも、右のページで紹介している、防災まちづくり推進のための「耐震住宅減免」、「不燃化特区減免」や、保育所等の整備促進のため、保育所等用地として土地の有料

貸付を行った場合の減免制度もあるの。主税局ホームページでも紹介しているから、ぜひ確認してみてね！



Q3

減免の申請のタイミングは？

タクちゃん



減免の適用を受けるためには必ず申請が必要なんだ。8月に住宅が火災に遭って、10月10日に減免申請をした場合、いつから減免が適用されるのかな？
下の3つから選んでね。

- ① 第1期分(6月30日納期限)以降
- ② 第2期分(10月2日納期限*)以降 ※通常9月30日
- ③ 第3期分(12月27日納期限)以降

タクちゃん



固定資産税には、第1期から第4期までの納期限があるけど、減免は申請時点でまだ納期限が来ていない税額にだけ適用できるんだ。

ということで、正解は・・・③**第3期分(12月27日納期限)以降**だよ。

ただし、納期限とは異なる申請期限が特別に決まっている制度もあるから注意が必要だよ。だから、減免の条件に当てはまらなと思ったときには、早めに主税局のホームページや都税事務所で確認してみてね。

タクちゃん



また、台風や火災などで固定資産が被災した場合、減免申請書と一緒に、区役所や消防署(火災の場合)で発行される「**り災証明書**」の提出も必要なんだ。それぞれの減免制度には、必要な添付書類が定められているから、都税事務所に確認をしてみてね！

チェック



<減免の適用例>

～平成29年10月10日に提出した場合～

固定資産税の納期限	減免適用の可否
第1期 納期分(平成29年 6月30日)	×
第2期 納期分(平成29年10月 2日)	×
第3期 納期分(平成29年12月27日)	○
第4期 納期分(平成30年 2月28日)	○

※特別に申請期限が定められている制度もあります。



固定資産税・都市計画税の耐震住宅減免 (23区内)

昭和57年1月1日以前から23区内に所在する家屋のうち、平成30年3月31日までに耐震化のための建替え・改修を行った住宅に対して固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。

<建替えを行った場合>

減免の割合	居住部分についての税額を全額減免*
適用期間	新築後新たに課税される年度から3年度分
申請期限	新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

※減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。

<改修を行った場合>

減免の割合	居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分までの税額を全額減免
適用期間	改修工事完了日の翌年度分から一定期間
申請期限	改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには、申請が必要です！



☎ 住宅が所在する区にある都税事務所

不燃化特区内で適用される減免制度 (23区内)

老朽化した木造建築物が多く、地震火災などによる大きな被害が想定される木密地域の改善のため、不燃化特区内で減免制度適用による支援を行っています。

減免対象	木造又は軽量鉄骨造の家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物の住宅のうち、一定の要件を満たすもの
減免の割合	居住部分についての税額を全額減免*
適用期間	新築後新たに課税される年度から5年度分
申請期限	新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

※減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。

減免を受けるには、申請が必要です！

このほかに、防災上危険な老朽住宅を除却した更地に対して適用される制度もあります。

不燃化特区については東京都都市整備局、減免制度については主税局ホームページをご確認ください。

☎ 住宅が所在する区にある都税事務所

ご存知ですか？

～小規模非住宅用地における固定資産税・都市計画税の減免(23区内)～

一定の要件を満たす23区内の小規模非住宅用地に対し、固定資産税・都市計画税を減免します。

減免対象	非住宅用地* ¹ の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分
減免割合	固定資産税・都市計画税の税額の2割
減免手続	まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には8月中にご案内をお送りしています。要件をご確認の上、申請してください* ² (申請期限:平成29年12月28日)。

※1 個人または資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限りです。

※2 前年度に同一区内で減免を受けた方で、用途を変更していない方は、新たに申請は不要です。

☎ 土地が所在する区にある都税事務所

安心・便利な口座振替をご利用ください

開始月の前月10日(土・日・休日にあたる場合はその翌日)までにお申込みください。

平成29年11月10日(金)までにお申込みいただくと、12月の固定資産税第3期分からご利用いただけます。

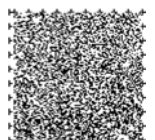
☎ 主税局徴収部納税推進課 ☎ 03-3252-0955 (平日9時～17時)

クレジットカードでも納付できます！

固定資産税はパソコン・スマートフォン等から、クレジットカードで納付できます。

都税クレジットカードお支払サイト

検索 🔍



昭和52(1977)年



「料理飲食等消費税」とは、料理店などで飲食等をしたときに課税された都道府県税で、「特別地方消費税」へと改称後、地方消費税の創設等の理由により平成12年に廃止されました。今の消費税と同様、会計の時に店に支払うこととされ、また、料理飲食等消費税の時代には、店から確実に都に納付されるよう、「公給領収証」という都が予め印刷し経営者に交付した領収証をお客様に渡してもらう制度となっていました。

このポスターは、江戸小唄「酒百態」風のキャッチーなフレーズと目を引く上機嫌な狸の置物を用いて、お酒を飲んだ後も、忘れずに公給領収証を受け取ってもらえるようにと、さりげなく訴える内容となっています。

★ご案内

外国語版都税パンフレット配布

都税を中心に、税金についてわかりやすく説明した「ガイドブック都税2017」の外国語版(英語・中国語・ハングル)を発行します。

9月下旬から各都税事務所、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階北側)などで無料配布いたします。また、日本語版「ガイドブック都税2017」、「不動産と税金2017」とともに、主税局ホームページからご覧いただけます。ぜひご活用ください。

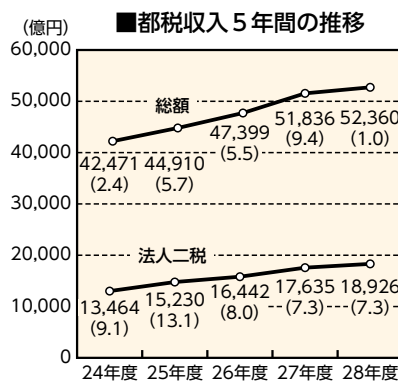


📢お知らせ

平成28年度 都税収入決算

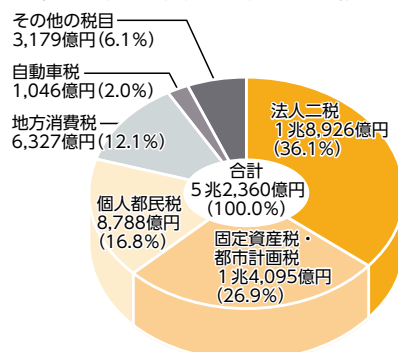
緩やかな景気回復基調が続いたことに加え、堅調な企業業績を反映し

て、都税収入は5年連続の増収となりました。



※1 ()内は対前年度増減率(単位:%)です。
 ※2 法人二税とは、法人事業税・法人民税を示します。

■平成28年度 都税収入決算額の内訳(税目別)



(注)各項目の計数については、単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがあります。

🏠減免制度

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税～

中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネ設備等の取得を支援するため、特定の省エネ設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類の提出が必要です。

詳細は、主税局ホームページ「<東京版>環境減税について」をご覧ください。

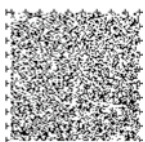
🗺️ 中小企業者向け省エネ促進税制: 所管都税事務所の各税目担当班

🗺️ 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器: クール・ネット東京

☎ 03-5990-5091

🟢編集後記

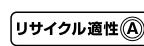
9月は防災月間です。表紙でご紹介した「消防博物館」へ足を運んだり、地域の防災訓練に積極的に参加するなど、いざという時に備え、防災意識を高めましょう。(H)



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン」(都庁総合HP <http://www.metro.tokyo.jp/> からご覧いただけます。)では、都の主要政策を紹介しています。



本誌/リンク先利用率70%再生紙使用
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(28)62 平成29年9月1日発行